



令和8年度
大阪市職員（児童自立支援専門員等）採用選考要綱

令和8年6月15日
大阪市こども青少年局

大阪市が求める人材像

高い志を持ち、多様な価値観を理解し、チャレンジ精神あふれる自律的な人材

申込み受付期間	6月15日（月）から7月15日（水）まで
選考日	8月10日（月）

1 受験資格、選考区分、採用予定者数、採用予定日

受 験 資 格		
次の要件をすべて満たす方が受験できます。 (1) 昭和61年4月2日以降に生まれた方 (2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）第82条に規定する児童自立支援専門員の資格を有する方、設備運営基準第83条に規定する児童生活支援員の資格を有する方、または令和9年3月31日までにいずれかの資格を取得する見込みの方 ※ ただし、地方公務員法第16条各号（4ページ参照）に該当する方は受験できません。		
選考区分	採用予定者数	採用予定日
児童自立支援専門員等	2名程度	令和9年4月1日

- 採用予定者数については、今後の事業計画等により変更することがあります。
- 合格者は令和9年4月1日採用予定ですが、欠員等の状況により、勤務可能な方は令和9年4月1日より前に採用される場合もあります。

2 選考日時・場所、選考方法・内容

選考日時・場所	選考方法	選考内容
令和8年8月10日（月） 集合時刻、選考会場（大阪市内）は、受験票に記載して通知します。	専門試験 （60分）	採用分野に関する知識を問います。
	小論文 （60分）	職務遂行に必要な表現力、判断力、思考力などを問います。
	口述試験	個別面接を行います。

3 受験手続

受験申込をされる方は、提出書類を受付期限までに簡易書留等により提出先へ送付してください。なお、簡易書留等以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。また、料金不足の場合は受け付けません。（※持参は不可）

【受付期間】 令和8年6月15日（月）から令和8年7月15日（水）まで《必着》

【提出書類】

- ① **大阪市職員採用申込書**（所定の用紙に必要事項を記入し、3か月以内に撮影した写真を貼付すること）
- ② 設備運営基準第82条各号で定める児童自立支援専門員の資格を有すること、または設備運営基準第83条各号で定める児童生活支援員の資格を有すること（または令和9年3月31日までに資格を取得する見込みであること）を証明する書類（**学校の卒業（見込）証明書及び学業成績証明書、免許証の写し、実務経験を証明する書類等**）
- ③ **面接カード**（口述試験時の参考資料となります。）
- ④ **「特定性犯罪事実該当者」に該当しない旨の誓約書**
- ⑤ **返信用封筒**（受験票等を送付しますので、定形長形3号に110円切手を貼り、郵便番号、住所、氏名を記載してください。）

※学校の卒業（見込）証明書及び学業成績証明書は最終学歴分のみ。ただし、最終学歴が大学院又は専門学校の方は、それ以前に卒業された学歴の卒業証明書及び学業成績証明書も提出してください。

「大阪市職員採用申込書」・「面接カード」・「特定性犯罪事実該当者」に該当しない旨の誓約書は、大阪市のホームページからダウンロードしてください。

大阪市トップページ > 市政 > 職員等採用 > 職員採用 > その他専門職など
> 令和8年度 大阪市職員（児童自立支援専門員等）を募集します

【提出先】

大阪市子ども青少年局企画部総務課（人事グループ）
〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所2階

※封筒の表に「児童自立支援専門員等採用申込書」と朱書きで明記してください。

【受験票の交付】

受験票は、受験資格等を審査のうえ、7月27日（月）までに到着するよう発送する予定です。7月28日（火）までに受験票が届かない場合には、必ずお問い合わせください。

- 車いすを使用されているなど、身体等の事情により、選考会場等に配慮を必要とされる方は、申込みの際にお問い合わせください。
- 受験時の注意事項等については、受験票交付時にお知らせします。

4 合格発表

令和8年8月下旬頃、合格者の受験番号を大阪市ホームページに掲載するほか、合格者本人あて通知します。なお、不合格の通知は行いません。

5 合格者の決定等

- (1) 合格者は、選考の結果を総合的に判定して決定します。
※選考方法により合格基準を定めており、その基準に満たない場合は、他にかかわらず不合格とします。
※選考方法のうち、棄権又は欠席したものが1つでもある場合は、不合格とします。
- (2) 合格者は、成績順に「採用候補者名簿」に登載され、「採用候補者名簿」の順位に従って、採用予定者を決定します。
- (3) 採用予定者の採用辞退や退職者の増加等で欠員が生じた場合は名簿の順位に従って、その都度、採用者を決定します（なお、採用されない場合もありますので、ご了承ください）。

6 従事する職務等

従事する職務内容	配属予定先
入所児童に対して自立支援や生活指導等の業務のほか、学習指導、クラブ活動や寮舎で行う作業指導等の業務に従事します。 (阿武山学園においては小舎夫婦制(男女一組の児童自立支援専門員等が寮長・寮母として入所児童と起居を共にする形態)を採用しています。)	市立阿武山学園

公務員の任用は、公務員に関する基本原則（日本国籍を有しない方は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできないという原則）に基づき行われます。

日本国籍を有しない方は、「外国人職員の従事する職に関する規則」等の定めるところにより、「外国人職員」として、次の①及び②以外の職に就きます。

- ① 公権力の行使に該当する業務を行う職（住民の権利義務その他法的地位を一方的に決定することができる業務を行う職）
- ② 公の意思の形成への参画に携わる職（行政施策の企画立案、予算の編成等施策的判断を伴う事務について決定権限を有する職）

上記の外国人職員が従事する職務の詳細については「外国人職員の従事する職に関する要綱」等に定められています。

7 備考

- (1) 受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。また、必要な資格を令和9年3月31日までに取得できなかった場合は、採用できません。
- (2) 合格者は、令和9年4月1日の採用予定で、大阪市職員（地方公務員）となります。
- (3) 令和8年4月1日現在の初任給（地域手当（給料月額16%）を含む。）は、大学卒の場合で253,924円、短大卒238,496円、高校卒227,824円ですが、採用時には変更されることがあります。なお、職歴などがある方については、その経歴に応じて加算されることがあります。
また、手当には、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当、住居手当、扶養手当などがあります。詳細は、「職員の給与に関する条例」や「職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則」等に定められています。

- (4) 本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「子ども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、子ども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています（特定性犯罪及び特定性犯罪事実該当者の内容は6ページ参照）。このため、予め、採用選考過程において、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
- (5) 日本国籍を有しない方で、採用日において、法令により永住が認められていない方は採用されません。
- (6) この選考において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (7) 合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。
- (8) 受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」に基づき適正に管理します。
- (9) 大阪市が所管する施設は原則、敷地内禁煙又は屋内禁煙です。また、勤務時間中は禁煙です。

【地方公務員法第16条（抜粋）】

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

受験にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したのですが、心得た上で、受験申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

この選考についての問合せは

大阪市こども青少年局企画部総務課（人事グループ）

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 市役所2階

Osaka Metro 御堂筋線・京阪電車京阪本線
「淀屋橋」下車 1号出口北すぐ
京阪電車中之島線
「大江橋」下車 6号出口東すぐ

電話番号 06-6208-8116

開庁時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分まで
（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

《大阪市職員採用選考の受験申込にあたって》

大阪市職員採用選考は、皆さんの受験申込によって選考の準備が進められます。申込みをした方は受験して下さるようお願いいたします。

**学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
(令和6年法律第69号)(抄)**

(定義)

第二条 (略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。))を除く。)であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。)による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪(刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四条第二項(第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令(令和7年政令第440号)(抄)第2条及び附則第2項に掲げる条例(各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例)で定める又は定められていた罪であつて、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（抜粋）

（児童自立支援専門員の資格）

第 82 条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- （1）医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者
- （2）社会福祉士の資格を有する者
- （3）都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- （4）学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハ（※）までに掲げる期間の合計が二年以上であるもの
- （5）学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハ（※）までに掲げる期間の合計が二年以上であるもの
- （6）外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハ（※）までに掲げる期間の合計が二年以上であるもの
- （7）学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、三年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハ（※）までに掲げる期間の合計が五年以上であるもの
- （8）学校教育法の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は二年以上教員としてその職務に従事したもの

※児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 81 条第 1 項第 4 号

- イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
- ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

（児童生活支援員の資格）

第 83 条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- （1）保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある児童自立支援施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者
- （2）社会福祉士の資格を有する者
- （3）三年以上児童自立支援事業に従事した者